
(参 考)

河川整備計画用語集

【河川一般】

- ・ **河川整備基本方針**：長期的な河川整備のあり方として水系ごとに河川管理者（国や都道府県）が全国的な整備バランスを確保しつつ水系全体を見渡して定める必要がある事項（基本高水流量や主要地点の計画高水流量など）を示した河川工事及び河川維持についての基本となるべき事項。
- ・ **河川整備計画**：河川整備基本方針に沿った当面（今後20～30年）の河川整備の具体的な内容を定めた河川整備の計画的な実施の基本となる計画。ここでいう河川整備とは、河川改修、河川維持などのハード対策だけでなく、洪水ハザードマップなどのソフト対策を含めたもの。なお、「巴川水系河川整備計画」における対象河川は、水系の二級河川区間である。
- ・ **治水**：河川の氾濫、高潮等から住民の生命や財産、社会資本基盤を守るために洪水を制御する行為
- ・ **利水**：生活、農業、工業などのために水を利用すること。
- ・ **河川区域**：一般に堤防の川裏にある法尻から、対岸の堤防の川裏にある法尻までの範囲のことで、河川としての役割をもつ土地の範囲。河川区域は、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。
- ・ **河川管理者**：河川は公共に利用されるものであって、その管理は、洪水や高潮等による災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に行われなければならない。この管理について権限をもち、その義務を負う者。
具体的には、一級河川は、国土交通大臣（河川法第9条第1項）、二級河川は都道府県知事（同法第10条）、準用河川は市町村長（同法第100条第1項による河川法の規定の準用）と河川法に定められている。
- ・ **河川管理施設**：ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川の流水によって生じる公利を増進し、または公害を除却し、もしくは軽減する効用を有する施設（河川法第3条第2項）。
- ・ **許可工作物**：河川区域の中において工作物を新築、改築、除去する場合には、河川管理者より許可を受ける必要がある（河川法第26条第1項）、その許可を受けた工作物のこと。なお、河川管理施設以外の工作物を存置させるには別途占用許可を受ける必要がある。
- ・ **後背低地**：自然堤防や砂州などの背後にある低地。洪水などで溢れた氾濫水が河川への排水を妨げられ長期間滞水している非常に軟弱な地盤。腐植土の堆積も見られる。
- ・ **沿岸漂砂**：海浜における底質は波や流れにより常に移動している。このように海浜で底質が移動する現象、あるいは移動する物質を漂砂という。なお、汀線という平行な方向の漂砂を沿岸漂砂をいう。なお、汀線に直角方向成分の漂砂を岸沖漂砂という。
- ・ **丘陵**：洪積層又はそれより古い地層からなり、火山性地帯では表面が関東ローム層のような火山灰土に覆われることが多い。地表面は平坦であり比較的良好な地盤である。
- ・ **保水機能**：保水機能とは、雨水を地下に一時的に浸透、または滞留させる機能のことを言う。
- ・ **遊水機能**：遊水機能とは、河川沿いの田畑などにおいて雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のことを言う。
- ・ **伏流水**：河川の流水が河床の地質や土質に応じて河床の下へ浸透し、上下を不透水層に挟まれた透水層が河川と交わるとき透水層内に生じる流水で、水脈を保っている極めて浅い地下水。本来の地下水と異なり、河道の附近に存在して河川の流水の変動に直接影響されるものをいう。
- ・ **二級水系**：都道府県知事が管理する一級水系以外の水系のこと。
- ・ **一級河川**：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川のこと。
- ・ **二級河川**：二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川のこと。
- ・ **準用河川**：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川のこと。一級水系、二級水系、単独水系にかかわらず設定されている。
- ・ **流域**：降雨や降雪がその河川に流入する全地域（範囲）のこと。集水区域と呼ばれることもある。
- ・ **流域面積**：降雨水を集水することができる部分の水平投影面積をいう。
- ・ **滞留**：一般に同じ所に留まり続けることを言う。山間部で降った雨は、川へと流れ出し、海へたどり着く。流れていく途中で湖沼やダム貯水池がなければ途中で留まることなく海へと流下してい

く。湖沼やダム貯水池では、流れの速度が遅くなるため、流入水が貯水池から出ていくまでの時間が長くなり、結果として貯水池に留まることになる。

- ・ **右岸・左岸**：河川を上流から下流に向かって眺めたとき、右手側を右岸、左手側を左岸という。
- ・ **支川**：本川に合流する河川のこと。本川の右岸側に合流する支川を「右支川」、左岸側に合流する支川を「左支川」という。また、本川に直接合流する支川を「一次支川」、一次支川に合流する支川を「二次支川」といい、次数を増やして区別する場合もある。
- ・ **二次支川**：支川参照
- ・ **築堤**：洪水時の流れを河道内に閉じこめて、河川の外への氾濫を防ぐことを目的に、河川に沿って造られる構造物
- ・ **天井川**：土砂が河床に徐々に堆積する一方で、洪水氾濫を防止するために人工的に堤防をかさ上げすることにより河床高が堤内の地盤高より高い状態になった川のこと。
- ・ **流量**：単位時間内に流れに直角方向の断面を通過する流体の体積を表す値のこと。河川で用いる単位は m^3/s
- ・ **比流量**：流域の単位面積あたりの流量 ($qm^3 / s / km^2 = Qm^3 / s = Akm^2$) q = 比流量、 Q = 流量、 A = 流域面積

【治水】

- ・ **氾濫**：溢水が地表面上を流下・拡散する現象の総称であり、氾濫には内水氾濫と外水氾濫がある。外水氾濫は増水した河川の水が堤防を越水したり、堤防に生じる洗掘、亀裂、漏水等により破堤が生じることにより、河川水が堤内地に氾濫する現象のことをいう。また、内水氾濫は内水域の雨水排除施設能力を上回ったり、排水先河川への排水が十分に行われないことによって生じる浸水現象のことをいう。
- ・ **治水安全度**：洪水を防ぐための計画を作成するとき、対象となる地域の洪水に対する安全の度合いの事。例えば、10年に一度の大雨に耐えられる規模の施設の安全度は $1/10$ と表現する。また流域によって降る雨の量が違うため、同じ1時間に50mmの雨に耐える整備を行っても、確率は同じにはならない。
- ・ **内水氾濫**：合流先の河川に流水が合流できず、溢れて氾濫してしまうこと。原因としては、合流先の河川の水位が高いことや、合流先河川の逆流を防止するために設置された樋門や樋管が閉鎖し、隣接する排水ポンプの能力をもってしても流水が吐ききれなかった場合に、内水氾濫が発生する。
- ・ **流下能力**：河川において流すことが可能な最大流量のこと。通常、洪水を流下させることができる河道の能力である。
- ・ **河川改修**：洪水、高潮等による災害を防止するため、築堤、引堤、掘削など河川の断面を確保する行為。
- ・ **掘削（河床掘削）**：川底を掘り下げる行為。
- ・ **堤防**：計画高水位以下の水位の流量を安全に流下させることを目的として、山に接する場合などを除き、左右岸に築造されるもの。構造は、ほとんどの場合、盛土によるが、特別な事情がある場合、コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造されることもある。
- ・ **護岸**：河川を流れる水の作用（浸食作用など）から河岸や堤防を守るために、表法面（川側斜面）に設けられる施設のこと。
- ・ **落差工**：河床の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために河川を横断して設けられる落差の有る施設。落差が極めて小さいあるいはない場合は床止め、帯工と呼ぶ。
- ・ **河積**：河川の横断面において、水の占める面積のこと。一般には、計画高水位以下の断面積をいう。
- ・ **破堤**：堤防が壊れ、増水した河川の水が堤内地に流れ出す現象。増水した河川の堤防において生じる洗掘、亀裂、漏水、越水等が、破堤を引き起こす原因となる。
- ・ **溢水**：堤防の高さと堤内の地盤の高さの差が小さい（または無い）掘込河道の区間で、河川の水が堤内地にあふれ出す現象。

-
- ・ **亀裂**：地盤沈下や圧密沈下等により発生する護岸等のさげ目。
 - ・ **波浪**：水面に起きる表面波。風浪・うねり・磯波の総称。
 - ・ **流下障害**：川幅の狭窄、橋脚・堰等の河川管理施設等により河道の上下流断面より著しく河積を小さく(障害)して、川の流れを悪くしていることである。
 - ・ **背水区間**：本川と支川との関係で、洪水時、本川の水位が高いと支川の水が流れづらい状態となり、支川の水位が上昇する。この現象を背水といいその影響を受ける区間を背水区間という。このような区間は洪水時に本川の洪水が支川に逆流してしまう場合があるので、支川の堤防を本川の堤防並みの高さで整備する。
 - ・ **高潮**：台風により気圧が低くなることで海面が吸い上げられたり、強風で海面が吹き寄せられて、湾内の海面が普段より数メートルも高くなる現象。
 - ・ **河口閉塞**：河口において、波による漂砂の河口部への持ち込みによって、河口部に州が発生し、河口が州によって閉塞してしまうこと。この州の発生は、内水排除困難、河口付近低平地のはんらん、洪水時の水位上昇などを生じさせる。
 - ・ **津波対策水門**：地震に伴う津波による被害を防ぐことを目的に河口部に設けられる門のこと。
 - ・ **総合治水対策特定河川**：浸透や貯留などの流域対策とともに、総合治水対策特定河川事業(国から補助をもらって行う事業)として、緊急的に治水施設の重点的な整備を行なう河川。
 - ・ **流域対策**：流域内に雨水貯留施設や各家庭に雨水浸透ますなどを設置して、雨水が河川へ流れ込む量を一時的に抑える対策。
 - ・ **ハード対策**：洪水被害軽減対策のうち、護岸工事や水門工事など、主に工事の伴う対策。
 - ・ **ソフト対策**：洪水被害軽減対策のうち、自助の促進を効果的導き被害の最小化を図るため、ハザードマップの公表、河川や降雨のリアルタイム情報の提供、豪雨被害の次世代への伝承などの防災意識を啓発するための対策
 - ・ **水防活動**：河川が増水した場合、堤防の状態を見回り、堤防などに危険なところが見つければ、杭を打ったり土のうを積んだりして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する必要があります。このような、河川の巡視、土のう積みなどの活動を水防活動といい、「水防法」で国、県、市、住民の役割が決められている。市はその区域の水防を十分に果たす責任があるとされている。
 - ・ **特定都市河川浸水被害対策法**：著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、総合的な浸水被害対策を講じるため、流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出の抑制のための規制、都市洪水想定区域等の指定・公表等を講じる法制度(平成16年5月15日施行)で、河川管理者や下水道事業者など幅広い流域関係者が参加することで、流域単位で効率的な浸水被害の防止を図ることを目的としている。
 - ・ **サイポスレーダー**：洪水等の風水害から県民の生命・財産を守り、災害の未然防止・軽減に活用できるよう、雨量・水位などの防災情報や天気予報などの気象情報をリアルタイムに提供している県のインターネットサイトのこと。パソコンや携帯電話からアクセス可能。
詳しくは、サイポスレーダーホームページ
[パソコン] <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>
[携帯電話] <http://shizuoka2.jp/i/> (NTT ドコモ)
<http://shizuoka2.jp/ez/> (au、tu-ka、EZweb)
<http://shizuoka2.jp/v/> (Softbank)
 - ・ **洪水ハザードマップ**：浸水想定区域図をもとに、避難場所や避難経路等に関する情報を地図にまとめたもの。洪水の際、円滑かつ迅速な避難に必要な事項を住民に周知するため、各市町で作成される。
-

【利 水】

- ・ **水利権**：水を使用する権利のこと。これは歴史的、社会的に発生した権利である。現在では河川法第 23 条で河川の流水の占有権を国土交通省令によって認められたものを許可水利権といい、それ以前に認められたものは慣行水利権という。
- ・ **慣行水利**：水を事実上支配していることをもって社会的に使用を承認された権利。旧河川法施行前から流水の占有及び普通河川における流水の占有については、引き続き流水の占有を認めている。
- ・ **かんがい**：必要な時期に必要な水量を農作物に供給するために、河川の水を合理的に圃場等の耕作地に引く行為。
- ・ **低水流量**：1 年間の河川の流量の多い日から順に並べて 275 日はこの値を下回らない流量。
- ・ **濁水流量**：1 年間の河川の流量の多い日から順に並べて 355 日はこの値を下回らない流量。
- ・ **維持流量**：河川で、舟運、漁業、景観、塩害防止、河口閉塞防止、河川管理施設保護、地下水位維持、動植物保存、流水清潔保持など河川の基本的な機能保持のために最低限必要な流量のことである。
- ・ **堰**：河川から農業用水、工業用水、水道用水などの水を取るために、河川を横断して水位を制御する施設のこと。頭首工や取水堰とも呼ばれる。

【環 境】

- ・ **瀬**：瀬は淵と淵の間をつなぐ比較的まっすぐな区間で水深が浅くて流れが速い場所のこと。山中の渓谷のように流れが早く白波が立っているものを「早瀬」、下流部の方で波立ちのあまり見られないものを「平瀬」という。
- ・ **淵**：淵は水深が深くて比較的流れが緩い場所のこと。淵は河川の蛇行によってできるほか、滝や人工的に造られた堰などの下流の川底の比較的柔らかい部分が深く掘られることによってできるもの、河川の中の大きな石や橋脚のまわりが深くえぐられることによってできるものがある。
- ・ **浮き石**：石礫の上ののっぺりして石の側面や下面に空間がある。砂、砂礫などに部分的に埋まっている場合、埋まっている部分の面積は、下面全体の 30% に満たない。
- ・ **水涸れ**：河川の流量が少ない時に、水が河床の砂礫内を流れてしまい表面に水が流れていない状態。
- ・ **環境基準**：環境基本法第 16 条第 1 項に基づき国が設定する環境上の基準。河川においては、A 類型で BOD 2.0mg/l 以下、B 類型で BOD 3.0mg/l 以下、C 類型で BOD 5.0mg/l 以下と設定されている。
- ・ **糞便性大腸菌群数**：通常の大腸菌群数は大腸菌以外に、土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、糞便に特異的に存在する大腸菌のみを測定し糞便性大腸菌群数としている。
- ・ **合併浄化槽**：生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。
- ・ **親水性**：水辺が人々に親しみを感じられるようになっていること。具体的には河川、湖沼、海岸等で人々が散策、休養、水遊び、釣り、ボート、自然観察などをする際に水や水辺と触れ合える機能のこと。
- ・ 「多自然川づくり」：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。
- ・ **BOD**：生物化学的酸素要求量ともいわれ、水中の有機物が微生物により分解される時に消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水質汚濁が著しい。河川の汚濁状況を表す時などに使われる。

- ・ **静岡県 R D B** : 県内の野生生物の絶滅の恐れをランク付けしたものの。平成 16 年 3 月に「まもりたい静岡県の野生生物」として静岡県が発表した。

(参考) 主なカテゴリー

区 分	概 念
絶滅 (E X)	本県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (E W)	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧 類 (C R + E N)	絶滅の危惧に瀕している種
絶滅危惧 類 (V U)	絶滅の危惧が増大している種
準絶滅危惧 (N T)	存続基盤が脆弱な種

- ・ **外来種** : 人間の様々な活動に伴って、本来生息している分布範囲を超えて持ち込まれた動植物のこと。これに対して、海や陸地、山脈などによって分布を制限され、長い年月をかけて地域の環境に適応してきた動植物を在来種とよぶ。
- ・ **外来生物法** : 正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に平成 17 年 6 月に施行された法律のこと。
- ・ **特定外来生物** : もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて政府が指定し、飼育・栽培・保管・販売・輸入などが原則として禁止されている生物のこと。

【その他】

- ・ **幹線道路** : 都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び、都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路又は近隣住区等の地区における主要な道路、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するものである。
- ・ **河川巡視** : 平常時に河川管理の一環として、定期的に河川の状況を把握するもの。巡視員は、河川管理員の補助者として、流水・土地の占有状況、工作物の設置の状況、船舶繫留等の状況、河川環境の状況、河川管理施設及び許可工作物の状況等を目視によって把握する。
- ・ **オープンスペース** : 都市の中で、建築物などが無い緑地空間をいう。公園、ポケットパーク(中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる公園)、河川空間など防災上の役割を担っているほか、都市内での遊びやレクリエーションなどの場として重要視されている。
- ・ **協働** : 行政と住民や市民団体、NPO、住民ボランティアなどが協力して、維持管理や社会資本整備などを進めていくこと。より良い河川を実現するためには、地域住民と行政が「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが求められている。地域の安全や自然環境の保護、河川利用、ゴミ対策などの様々な課題に対して、連携して取り組んでいくことが有効である。
- ・ **リバーフレンドシップ制度** : 河川愛護活動をしている住民や団体に対し、清掃活動等に必要な物品等の支援を行う制度のこと。現在、地域で活動している住民や団体、今後新たに活動を始めようとする住民や団体が支援の対象となる。物品支給の対象としては、軍手、縄、番線などの消耗品のほか、スコップ、一輪車、鎌、草刈機等の器材、障害保険への加入など、本制度の趣旨に合うものならば購入可能となる。
- ・ **ユニバーサルデザイン** : 高齢者、障害者、外国人など、全ての人が安全かつ快適に利用できるように公共施設や建物、製品をデザインすること。
- ・ **N P O** : Non-profit Organization (民間非営利団体) の略、営利を目的とせず公益のために活動する民間の組織。